

事業番号	02 02 04	事業改善シート (26年度実施事業分)	<input type="checkbox"/> 予算要求	<input type="checkbox"/> 当初予算案	<input type="checkbox"/> 補正予算案	<input checked="" type="checkbox"/> 点検
事業名	国土利用計画管理運営事業				担当課	企画振興部
総合5か 年計画	プロジェクト	5-2 快適で暮らしやすいまちづくり		担当課	課・室	地域振興課
	施策の総合的展開	4 合理的な土地利用の推進		担当課	E-mail	tochi@pref.nagano.lg.jp
				実施期間	S49	～

1 事業の概要

目指す姿	国土利用計画(長野県計画)の策定により県土の利用に関する基本的事項を示し、この計画を基本とする長野県土地利用基本計画の適正な運用及び市町村計画の策定支援を行い、望ましい県土利用を確保する。	
現状 (予算編成時)	<p>○現在の国土利用計画(長野県計画)第4次計画は、全国計画を基本とし県民の意見や総合計画審議会の意見等を踏まえ平成20年度に策定した。(計画期間:平成20～平成29年度)</p> <p>○長野県土地利用基本計画は、国土利用計画(県計画)を基本として平成21年度に策定し、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園区域、自然保全地域の利用の原則及び重複する地域の調整指導方針を示し、個別規制法の総合調整機能を果たしている。</p> <p>○平成26年度当初で、65市町村が国土利用計画(県計画)を基本とする国土利用計画(市町村計画)を策定している。</p>	
県が関与する理由	県でなければ実施不可(法令等義務)	【左記の説明、根拠法令等】 国土利用計画法第7条、第9条
県民との協働による実施: 実施は困難		

成果目標・ 事業内容	① 成果目標(H26)				
	<p>○国土利用計画(県計画)に沿った県土の利用が図られるように、利用区分ごとの面積動向の進捗管理を行う。</p> <p>○土地利用基本計画が、個別規制法に基づく措置の総合調整機能を発揮できるように、該当案件を随時把握し、必要に応じて土地利用基本計画図の変更を行う。</p> <p>○市町村の国土利用計画が、全国計画及び県計画を基本としたものとなるように策定支援を行う。</p>				
	② 事業内容 (単位:千円)				
	項目	実施方法	H26事業実績	H26 (当初) (決算)	H27 (当初)
国土利用計画(県計画)の進捗管理	直接	土地の利用区分ごとの面積動向の把握調査を実施した。			
土地利用基本計画の変更	直接	計画図の変更を行った。(総合計画審議会(土地利用・事業認定部会)の開催1回、国土交通省との協議等)	604	269	605
国土利用計画(市町村計画)策定支援	直接	市町村が策定する国土利用計画への策定支援を行った。(3市町村)			
		合計	604	269	605

事業 コスト	区分(単位:千円)	24年度	25年度	26年度	27年度
	前年度繰越				
	当初予算	800	604	604	605
	補正予算				
	合計(A)	800	604	604	605
	Aの財源				
	一般財源	800	604	604	605
	県債				
	国庫支出金				
	その他	0	0	0	0
決算額(B)	330	271	269		
概算人員数(人)	0.30	0.30	0.30	0.70	
概算人員費(C)	2,477	2,477	2,477	5,781	
概算事業費(B(A)+C)	2,807	2,748	2,746	6,386	

成果目標の達成状況					
項目	H25末(実績)	H26			H27 目標
		目標	成果	達成状況	

目標に対する成果の状況	<p>○関係機関から情報を収集し、土地の利用区分ごとの面積動向を把握・分析し国土利用計画の進捗管理を行った。</p> <p>○土地利用に関する個別規制法を所管する部局と調整を行い、土地利用基本計画の変更を適切に行った。</p> <p>○3市町村の国土利用計画の策定・改定について、助言や関係部局との調整等の支援を行った。これにより、国土利用計画を策定している市町村が1町(飯綱町)増加し、66市町村となった。</p>
-------------	--

2 今後の事業の方向性

今後、事業をどのようにしていきたいか	<input type="checkbox"/> 事業を実施しない <input type="checkbox"/> 事業を見直して実施 <input checked="" type="checkbox"/> 事業を現行どおり実施
	引き続き、関係機関とよく連携し、国土利用計画(長野県計画)の適切な運営を行う。また、市町村の国土利用計画について、関係部局との調整を行い、策定に当たり必要かつ適切な支援を行なう。